

第 8 回都市計画・歴史的風土分科会、第 15 回都市計画部会及び 第 18 回歴史的風土部会合同会議における諮問に関する事項

- 平成 26 年 2 月 27 日 国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問
「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」

↓

- 平成 26 年 3 月 7 日 同諮問について、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項に基づき、都市計画・歴史的風土分科会に付託

↓

- 平成 26 年 3 月 10 日 同諮問について、社会資本整備審議会運営規則第 9 条第 2 項に基づき、歴史的風土部会に付託することについて同分科会にて了承

↓

- 平成 26 年 3 月 10 日 同諮問について、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第 1 条に基づき、歴史的風土部会に明日香村小委員会を設置し審議することについて同分科会にて了承

↓

- 平成 26 年 3 月 10 日 同小委員会に属する委員等の選任について、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第 2 条に基づき、都市計画・歴史的風土分科会長に一任することについて同分科会にて了承。

↓

- 平成 26 年 5 月 15 日 同小委員会の委員長及び属する委員、臨時委員、専門委員を指名。



国都総第 703号
平成26年2月27日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣
太田 昭 宏



諮 問

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

以 上

諮 問 事 項

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

諮 問 の 趣 旨

奈良県明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であったことをしのばせる歴史的風土が村の全域にわたって良好に維持されていることに鑑み、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、村全域にわたる行為の制限による歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置が講じられてきたところである。

現在、同法に基づく第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づき、所要の取組みが進められているところであるが、歴史的風土を活用した地域活力の向上に係る更なる取組みの推進など、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況も踏まえつつ、同村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について検討する必要がある。

また、京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存のための施設整備などの確な対応がなされてきたところである。

今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化や維持管理における担い手確保等の問題が大きな課題となっており、こうした情勢を踏まえ、歴史的風土保存計画の検討など今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

さらに、古都保存行政の理念の全国展開の成果として、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組みについて、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有及び景観や観光などの関連施策との連携を含む新たな展開など、今後の方向性について検討する必要がある。

歴史的風土部会における今後の検討方向について（案）

1. 歴史的風土部会における検討課題

歴史的風土部会における今後の検討方向について、これまで「古都保存行政をめぐる最近の動きフォローアップ懇談会」（平成24年11月から平成26年1月まで計6回）において議論を進めてきたところ。

当懇談会での議論も踏まえ、今後検討すべき課題として、

- ① 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策
- ② 今後の古都保存行政のあり方

の、2点について、ご検討をお願いしたいと考えている。

2. 明日香村に係る検討について

2-1. 検討事項

奈良県明日香村に関しては、昭和55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」が制定され、以来、同法に基づき、村全域が行為の許可が必要な歴史的風土保存地区に指定されるとともに、国の定める「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針（基本方針）」に基づいて奈良県が作成する「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（整備計画）」に定める各種事業に対し、財政上の特例や明日香村整備基金といった住民生活安定のための措置を講じてきたところである。

現在、同法に基づく第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づき、所要の取組みが進められているところであるが、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」における予算措置が平成22～26年度までの5年間となっていること等を踏まえ、今後のあり方や方向性等について、ご検討をお願いしたい。

2-2. 検討の進め方

明日香村小委員会を設置して検討

2-3. 検討スケジュール

平成26年3月10日

第18回歴史的風土部会

・明日香村小委員会設置了承（予定）

平成26年4月頃

明日香村小委員会で検討（3回程度）

～平成26年秋頃

3. 今後の古都保存行政のあり方について

3-1. 検討事項

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存のための施設整備などの確かな対応がなされてきたところである。

今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化や維持管理における担い手確保等の問題が大きな課題となっており、こうした情勢を踏まえ、歴史的風土保存計画の検討など今後の古都保存行政のあり方について、ご検討をお願いしたい。

また、古都保存行政の理念の全国展開の成果として、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組みについて、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有及び景観や観光などの関連施策との連携を含む新たな展開など、今後の方向性について、ご検討をお願いしたい。

3-2. 検討の進め方

古都保存小委員会（仮称）を設置して検討

3-3. 検討スケジュール

明日香村に係る報告の後、小委員会を設置して検討

諮問事項

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

検討①：明日香村に係る検討

- ・現在、明日香法に基づく第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づく取組みが進行中。
- ・明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況の確認が必要。
- ・『明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金』は、平成22～26年度までの5年間の予算措置。

→ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について検討

検討②：今後の古都保存行政のあり方

- ・歴史的風土を構成する樹林地等におけるマツ枯れ・ナラ枯れ等の自然的環境の変化が生じている。
- ・民間企業や地域住民・NPOなど、維持管理に係る新たな担い手の確保が必要。
- ・一方、古都保存行政の理念を継承した歴史まちづくり行政について、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有、景観施策・観光施策との連携など、新たな展開が求められる。

→ 自然的環境の変化や維持管理の担い手確保等の課題や景観など関連施策との連携を踏まえた今後の古都保存行政のあり方について検討

歴史的風土部会の今後の進め方について

古都保存行政に係る有識者懇談会

歴史まちづくり関係

明日香村関係

古都保存関係

諮問(平成26年3月10日)

【諮問事項】

○ 明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか

【個別テーマ】

- ① 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策
- ② 今後の古都保存行政のあり方(古都保存行政の理念を継承した歴史まちづくりの方向性含む)

歴まち法による成果の整理・PR



歴史まちづくりの国際観光への展開、景観施策との連携

中部

中国

関東

近畿

全国歴まちサミットへの展開へ

明日香村小委員会

第1回(平成26年5月15日)
明日香村開催(現地視察)

第2回(平成26年7月14日)
今後の方向性の審議

第3回(平成26年秋頃)
明日香村に係る報告案の審議

報告
(平成26年秋頃を目途)

H27予算要求

古都保存小委員会(仮称)

当面の論点として、「歴史的風土保存計画」等について議論

報告

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による継続支援(H27~H31)

今後の古都保存行政のあり方全般については、継続して審議

平成25年度

平成26年度

平成27年度

平成28年度以降